

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

考查項目順(建築関係)

2025年8月改定(上段:新規定 下段:運用)

1 施工体制	I 施工体制一般	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 施工体制	II 配置技術者	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 施工状況	I 施工管理	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 施工状況	I 施工管理	検査員	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 施工状況	II 工程管理	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 施工状況	II 工程管理	総括監督	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 施工状況	III 安全対策	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 施工状況	III 安全対策	総括監督	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 施工状況	IV 対外関係	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	建築工事・・・・・・・・	10
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	建築工事・・・・・・・・	11
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	建築工事・・・・・・・・	12
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	塗装工事・・・・・・・・	13
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	建築工事・・・・・・・・	14
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	塗装工事（工場塗装を除く）	15
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	建築工事・・・・・・・・	16
4 工事特性	施工条件等	総括監督	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
5 創意工夫	創意工夫	監督員	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6 社会性等	地域への貢献等	総括監督	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7 法令遵守等	法令遵守等	総括監督	・・・・・・・・・・・・・・・・	24

1

1 施工体制

Ⅱ 配置技術者

監督員

1

●評価対象項目	18
加減点＝3点×該当項目数÷全項目10	
1 配置技術者については是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	20
2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	21
3 現場代理人が、工事全体を把握している。	23
4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。	24
5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。	25
6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	27
7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。	28
8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。	29
9 下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていたことが確認できる。 施工管理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	30
10 監理（主任）技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。 下請監理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	31
●評価対象項目d	33
加減点＝－5点	
12 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	34
●評価対象項目e	35
加減点＝－10点	
14 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	36

2施工状況		I 施工管理	監督員
1			
	●評価対象項目		37 ○
	加減点＝4点×該当項目数÷全項目12		
1	施工管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。		38 ○
2	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。		39 ○
3	現場条件の変化に対して、適切に対応している。		40 ○
4	工事材料の品質に影響が無いよう保管している。		41 ○
5	日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		42 ○
6	日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		43 ○
7	現場内の整理整頓を日常的に行っている。		44 ○
8	工事写真を含む施工管理に関するデータを、第三者でもわかるように整理している。		45 ○
9	できる範囲で、工事打合簿を電子化している。 「できる範囲で」とは、電子化することに過大な負担が発生しないことをいう。最終の電子納品レベルに関係なく、書類の減量と業務の迅速化の取組みを評価する(2019/3/28追加)。		46 ○
10	建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。		47 ○
11	工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		48 ○
12	現場環境改善(イメージアップ)を行った。 積極的かどうかは問わない。		49 ○
13	●評価対象項目d 加減点＝－5点		51 ○
14	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		52 ○
15	●評価対象項目e 加減点＝－10点		53 ○
16	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		54 ○

2施工状況	Ⅱ 工程管理	総括監督員
-------	--------	-------

1

●評価対象項目	102 ○
加減点＝2点×該当項目数÷全項目7	
1 行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	103 ○
2 行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	104 ○
3 特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。 特定建設作業に該当しないように低騒音・低振動の機械を使用したこと、休日や夜間を避けるように工程調整を行ったこと、休日や夜間に作業したとしても、その期間を最小に抑えたことを評価する。	105 ○
4 工程管理に不備がなかった。	106 ○
5 災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。 災害復旧工事は該当する。災害復旧工事以外でも、タイトな工程管理が求められる工事は対象となる。	107 ○
6 施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。	108 ○
7 現場閉所による週休2日を達成した。 月単位（完全週休2日含む）の週休2日以上 の取組みを達成していることがであることが、休日取得計画実績表により確認できること。	109 ○

2施工状況		Ⅲ安全対策	総括監督員
1			
	●評価対象項目		139 ○
	加減点＝3点×該当項目数÷全項目6		
1	安全対策の取組みが、ISO45001等（労働安全衛生マネジメントシステム）で認証されている。		140 ○
2	下請混在現場において、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者に関する労働基準監督署への届出を行った工事を評価する。		141 ○
3	職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。		142 ○
4	KY活動で提案された安全対策を採用した。		143 ○
5	安全協議会に参加していた。		144 ○
6	工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）		145 ○

2施工状況		IV対外関係	監督員
1			
	●評価対象項目		147 ○
	加減点＝2点×該当項目数÷全項目6		
1	対外関係について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。		148 ○
2	関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。		149 ○
3	地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。		150 ○
4	第三者からの苦情(工事の施工方法に関するものに限る)がなかった。あった場合は十分な対応を 尽くした。 対応が十分であったかどうかは、社会通念で判断する。		151 ○
5	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。		152 ○
6	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		153 ○
7	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点		155 ○
8	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		156 ○
9	●評価対象項目e 加減点＝-5点		157 ○
10	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		158 ○

1 建築工事

●評価対象項目	203 ○
加減点＝4点×該当項目数÷全項目8	
1 承諾図等が、設計図書を満足している。	204 ○
提出時期、内容の漏れ、設計図書との仕様違いなどがないこと。	
2 施工図等が、設計図書を満足している。	205 ○
施工計画書、施工図、総合図等が設計図書の諸基準を満足することが確認できること。	
3 現場における出来高が設計図書を満足し、適切な施工である。	206 ○
4 施工計画書等で定めた出来高の管理基準に基づき、管理している。	207 ○
5 出来高の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	208 ○
6 出来高の管理方法を工夫している。	209 ○
7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	210 ○
8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	211 ○
9 ●評価対象項目d	213 ○
加減点＝-2.5点	
10 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	214 ○
11 ●評価対象項目e	215 ○
加減点＝-5点	
12 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	216 ○

3 出来形及び出来ばえ

I 出来形

検査員

1 建築工事

	●評価対象項目	267 ○
	加減点＝10点×該当項目数÷全項目9	
1	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 提出時期、内容の漏れ、設計図書との仕様違いなどがないこと。	268 ○
2	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 施工計画書、施工図、総合図等が設計図書の諸基準を満足することが確認できること。	269 ○
3	施工計画書等で出来高の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	270 ○
4	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	271 ○
5	出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。	272 ○
6	現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。	273 ○
7	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。	274 ○
8	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	275 ○
9	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。	276 ○
10	●評価対象項目d 加減点＝-10点	278 ○
11	出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	279 ○
12	●評価対象項目e 加減点＝-20点	280 ○
13	出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	281 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

監督員

1 建築工事

	●評価対象項目	367 ○
	加減点＝5点×該当項目数÷全項目6	
1	材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	368 ○
2	品質確認記録の内容が適切である。	369 ○
3	施工の各段階における完了時の品質が適切である。	370 ○
4	躯体工事における施工の品質が良好である。	371 ○
5	内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。	372 ○
6	不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。	373 ○
7	●評価対象項目d	375 ○
	加減点＝-2.5点	
8	品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	376 ○
9	●評価対象項目e	377 ○
	加減点＝-5点	
10	工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	378 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

1 塗装工事

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目9	679 ○
1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	680 ○
2	下地処理を入念に実施していることが確認できる。	681 ○
3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。	682 ○
4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。	683 ○
5	被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。	684 ○
6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。	685 ○
7	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	686 ○
8	各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。	687 ○
9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	688 ○
10	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	690 ○
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	691 ○
12	●評価対象項目e 加減点＝-25点	692 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	693 ○

2 建築工事

●評価対象項目	1097 ○
加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目11	
1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	1098 ○
2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	1099 ○
3 材料の品質確認記録の内容が、適切であること確認できる。	1100 ○
4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。	1101 ○
5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	1102 ○
6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	1103 ○
7 躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。	1104 ○
8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	1105 ○
9 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	1106 ○
10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	1107 ○
11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	1108 ○
12 ●評価対象項目d	1110 ○
加減点 = -12.5点	
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1111 ○
14 ●評価対象項目e	1112 ○
加減点 = -25点	
15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1113 ○

1 塗装工事(工場塗装を除く)

●評価対象項目 1460 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 塗装の均一性が良い。 1461 ○

2 細部まできめ細かな施工がされている。 1462 ○

3 補修を要する箇所がなかった。 1463 ○

4 下地処理が良好である。 1464 ○

5 色むらがみられない。 1465 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

2 建築工事

●評価対象項目 1556 ○
 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6

1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 1557 ○

2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 1558 ○

3 使い勝手や使用者の安全、建築物の保全に対する配慮に優れている。 1559 ○

4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 1560 ○

5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 1561 ○

6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 1562 ○

17

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
20	4. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	1662 ○
21	5. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	1663 ○
22	6. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	1664 ○
23	7. 緊急時に対応が特に必要な工事	1665 ○
24	8. 施工箇所が広範囲にわたる工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）	1666 ○
25	9. 特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事	1667 ○
26	（3. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1670 ○
27	・供用中の軌道又は道路の直上又は直下で作業する工事	1671 ○
28	・工事現場に隣接する建物が変動するおそれ又は地下埋設物に悪影響が及ぶおそれがあり、これを回避する対策を行う必要がある工事	1672 ○
29	・工事発注後の監視の結果に基づき、大幅な工法の変更（変更額が当初契約額の1割を超える）を行った工事	1673 ○
30	（4. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1674 ○
31	・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設又は撤去について、施工工程の管理に特に注意を要した工事	1675 ○
32	・工事発注後に、環境対策や第三者の同意・協力を必要とし、それが工程上のクリティカルパスになった工事	1676 ○
33	・工事発注後に、夜間作業を指示された工事又は1日の作業可能時間が標準より短縮された工事	1677 ○
34	（5. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1678 ○
35	・トンネル工事を除く夜間工事 市街地に限らない。	1679 ○
36	・DID地区での工事	1680 ○
37	（6. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1681 ○
38	・日交通量が概ね5000台以上の道路又は自動車専用道路において、交通誘導を行いながら施工する工事	1682 ○
39	・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。	1683 ○
40	・夜間工事の翌朝に交通開放を行う施工期間が1月以上ある工事	1684 ○
41	（7. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1685 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
42	・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。	1686 ○
43	（8. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1687 ○
44	・施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超える工事	1688 ○
45	（9. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1689 ○
46	・定期旅客船の航路に接して海上工事を行う工事	1690 ○
47	・ゲージ圧が0.1MPa以上の高圧室内作業を伴う工事	1691 ○
48	・次のいずれかの工事。①酸素欠乏危険場所で作業を行う必要がある工事、②有毒ガス、可燃性ガス、じん肺の対策が必要な工事、③掘削の高さ又は深さが10m以上である場所に作業員を立ち入らせる必要がある工事	1692 ○
49	●Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	1696 ○
50	10. 特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事	1697 ○
51	11. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	1698 ○
52	12. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	1699 ○
53	13. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	1700 ○
54	14. 厳しい海象条件の下で行う工事 泊地や航路に限らない。	1701 ○
55	（10. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1704 ○
56	・工事発注後に地下水位が高いことが判明したことから、広範囲にわたる地下水位の低減対策を必要とした工事	1705 ○
57	・支持地盤の形状が複雑なため、地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事	1706 ○
58	・離島のほか、資機材の全部又は一部を海上運搬する必要があり、稼働率に制約を受ける工事 全ての離島が該当する。内地でも海上運搬が必要な工事は該当する。	1707 ○
59	（11. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1708 ○
60	・降雨、風雪等の自然条件の影響を受けて稼働率が安定しない工事・高温により作業員の稼働率が低下する工事	1709 ○
61	・冬季風浪（11月～2月）の影響を受けて作業船の稼働率が安定しない工事	1710 ○
62	（12. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1711 ○
63	・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。	1712 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
64	・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。	1713 ○
65	土石流の発生が予想される渓流内で施工する工事 土石流危険渓流指定区域に限らない。	1714 ○
66	（13. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1715 ○
67	自然公園法の特別地域内で行う工事又は条例等によって工作物の新築・改築若しくは土地や海底の形状の変更について規制を受ける地域で行う工事	1716 ○
68	（14. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1717 ○
69	・潮流が早い又は潮位差が大きいため作業船の位置保持が困難である工事	1718 ○
70	●Ⅳ長期工事における安全確保への対応	1722 ○
71	15. 工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった工事 事故が発生しても、事故が軽微で、安全管理に不備がないと判断されて減点がなければ加点対象となる。	1723 ○

1

	●評価対象項目	1727 ○
	加減点は1項目あたり1点で、7点が上限。	
1	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1728 ○
2	設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1729 ○
3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1730 ○
4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1731 ○
5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1732 ○
6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1733 ○
7	照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1734 ○
8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1735 ○
9	運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1736 ○
10	支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 セパレーターのかぶりを確保するために、いわゆる「ロングPコン」などを使用した場合は該当する(2019/3/18追加)。	1737 ○
11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1738 ○
12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1739 ○
13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1740 ○
14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1741 ○
15	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 情報化施工の試行要領(土木部,農政部)で規定する全ての施工プロセスにおいてICTを活用した工事を評価	1742 ○
16	自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 景観に配慮すべき部分に自然石を使用した場合は該当する。	1744 ○
17	自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1745 ○
18	NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1747 ○
19	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1753 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日を達成した。 月単位（完全週休2日含む）の週休2日以上を取組みを達成していることが、休日取得計画実績表により確認することができる。	1768 ○
33	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●
35	品質証明員制度を活用して品質の確保に努めた □品質証明の対象工事及び準ずる工事以外において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。	1771 ○

6社会性等	地域への貢献等	総括監督員
1	●評価対象項目 1782 ○ 加減点＝10点×該当項目数÷全項目7 ※地域貢献活動は受注者の自主的な活動であるから、発注者側から強要するようなことはあってはならない。 1 工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。 1783 ○ 1回でよい。 2 工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）。 1784 ○ 負担の少ないものでもよい。 3 当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。 1785 ○ スマホ版でもよい。自社のPRを兼ねてよい。 4 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。 1786 ○ 道路に限らない。1回でよい。 5 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。 1787 ○ 小規模の行事でよい。手伝いでもよい。1回でよい。 6 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。 1788 ○ ①活動はハード（機材）、ソフト（人的）を問わない。1回でよい。②かごしまエコファンドを活用したカーボンオフセットの実施は環境保全活動として評価する。【三部総括工事監査監通知（R元.12.16）】 7 指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。 1789 ○ ①指定主要資材7品目（レディミクストコンクリート、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝）のうち、いずれかを使用する工事において、指定主要資材はすべて県産資材を使用した。②県産資材以外の資材については、県内で産出、生産または製造されていない製品に限り、県内に本店を置く資材業者から調達した。	

1

	●評価対象項目	1790 ○
	評定点合計に対する減点は下記のとおり。	
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	1794 ○
5	文書注意 -8点	1795 ○
6	口頭注意 -5点	1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	1797 ○
8	その他	1798 ○
9	項目該当なし	1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	1811 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	1812 ○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	1813 ○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	1814 ○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	1815 ○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	1816 ○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	1817 ○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1818 ○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1819 ○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1820 ○
30	19. 発注者指定型の週休2日工事において、施工計画書提出時に提出された工程表が明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。 発注者指定型の週休2日工事において、週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。	1821 ○

